

## 修繕共通仕様書

### 1 一般事項

- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
- (2) 本仕様書に明記無き事項は、下記の資料を参考にすること。
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」  
(建築・機械設備・電気設備工事編)（令和4年版）
  - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」  
(建築・機械設備・電気設備工事編)（令和4年版）
  - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」  
(機械設備・電気設備工事編)（令和4年版）
- (3) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (4) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。
- (5) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
- (6) 発生材は場外搬出適切処分とする。
- (7) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (8) 本修繕の履行に必要となる官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等は、数量内訳書（参考）に記載されていないものも受注者の負担とすること。
- (9) 本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。  
(※が記載されている書類は修繕の内容により提出すること)
- ・【施工前】工程表、緊急連絡先一覧、産廃処理関係資料（委託契約資料等）、  
修繕使用部品・部材表・仕様書（※）
  - ・【施工後】施工写真、試験記録（※）、官公庁申請書類の写し（※）、産廃処理関係資料（処理状況資料等）  
・その他、市担当者の指示による書類
- (10) 修繕完了後の維持管理のため、(9) 記載の書類とは別に下記書類を市担当者へ提出すること。  
(※が記載されている書類は修繕の内容により提出すること)
- ・完成図面　・施工写真　・試験記録（※）　・機器完成図、取扱説明書（※）
  - ・官公庁申請書類関係（施設に原本を保管する書類は別冊とし、原本を提出すること）（※）